

「『新型コロナ』必要あれば検査できる」—保健所から回答

「現場の医師が必要と判断しても検査できない」「保健所に連絡して『帰国者・接触者外来を受診してもらわなければ検査できない』」「唾液による抗原検査キットがあれば検査していいのか」様々に解釈を迷っている先生方は多いのではないのでしょうか？高知市保健所に確認したところ、以下のような回答をいただきましたのでお知らせします。

PCR 検査について…

- ・医師が必要と判断し保健所に連絡をすれば、保健所は行政検査として受け付ける。「帰国者・接触者外来」やそれと同様の機能を持つと認定された医療機関でなくてもかまわない。
- ・当該医療機関で採取した検体を保健所が回収し、県の衛生環境研究所で検査を行う。
- ・当該医療機関は検体採取料を保険請求する。

抗原検査について…

- ・検査キットがあれば、それぞれの医療機関で検体採取、検査を行ってかまわない。
- ・検体採取料は保険請求し、検査料、判断料は行政検査として県、市に請求する。
- ・行政検査として県、市に請求する流れは、①まず県や市と検査を各医療機関で行う委託契約を結び、②国保連合会、支払基金を通じて公費請求する。

つまり、PCR 検査は必要あれば保健所に連絡して検体を回収してもらい、抗原検査は委託契約を結んだうえで、各医療機関で検査するということが、いずれも保健所に連絡をすることで検査はできるようになっているとのことです。

「疑義解釈」その18、19、21 発出

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」の検査として、「i-densy Pack UNIVERSAL SARS-CoV-2 キット」（アークレイ株式会社）「BD マックス SARS-CoV-2」（日本ベクトン・ディッキンソン株式会社）「ジーンキューブ SARS-CoV-2」（東洋紡株式会社）が保険適用となっています。

「疑義解釈」その20は、摂食嚥下支援加算、買い物袋代・郵送料徴収等について

摂食機能療法の摂食嚥下支援加算は月1回以上、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施することとなっていますが、当該加算を算定する保険医療機関Aとは別の保険医療機関Bにおいて検査を実施した場合であっても、保険医療機関Aにおいて当該加算を算定してよいとされました。この場合、保険医療機関Bにおける検査結果を診療録等に記載又は添付するとともに、保険医療機関Bの名称及び検査実施日を診療報酬明細書の摘要欄に記載が必要です。

医療機関が薬剤や治療材料等の支給時にプラスチック製買い物袋の費用を自主的取り組みとして徴収することは、療養担当規則には抵触しない、ただしあらかじめ患者への説明と同意が必要とされています。

3月23日付の通知で、処方箋や薬剤の持参料・郵送料の徴収が認められていますが、衛生材料や保険医療材料も同様とされています。

